

『コバルト及びその無機化合物』の労働安全衛生法の規制について

需要家各位

2012年9月27日

2018年10月1日改訂

複合酸化物顔料工業会

『コバルト及びその無機化合物』については、平成24年度化学物質による労働者の健康障害防止にかかわるリスク評価検討会において、『コバルト及びその無機化合物』の製造・取り扱い作業について管理措置が必要とされ、『コバルト及びその無機化合物』に対する健康障害防止措置の政省令改正が2012年9月20日に公布され、2013年1月1日に施行されることが発表されております。

複合酸化物顔料工業会では、複合酸化物顔料は、物理的・化学的に非常に安定な物質でスピネル型、ルチル型結晶構造を持つ単一化合物であり、その顔料中では各構成金属酸化物は混合体として存在せず、各酸化物の有する化学的、物理的、生理学的性質は完全に失っていると考えており、毒物学的評価を行う場合に於いても、関係する金属酸化物の知識を基に、複合酸化物顔料の評価を行うことは適切ではないと考えております。

また、コバルト系複合酸化物顔料も今回評価リスク対象となっている塩化コバルト及び硫酸コバルト等のその他の物質とは明確に異なる『特定の分子的特異性』を持ち、人工体液中では、リスク評価対象物質である塩化コバルト及び硫酸コバルトと比較しても人工体液中溶解度は 10^{-3} ～ 10^{-4} 低い値を示し、薬物動態試験においても生物学的利用が認められない、ヒトへの発癌性のリスクが極めて低いとの観点から、規制対象である『コバルト及びその無機化合物』からコバルト系複合酸化物顔料を除外するよう要望してまいりましたが、上記リスク評価検討会では認められませんでした。

今回の労働安全衛生法施行令の改正により、『コバルト及びその無機化合物を0.1%以上含有する製剤その他の物』は労安法第57条の名称等を表示すべき有害物質に追加され、『コバルト及びその無機化合物をその重量の1.0%を超えて含有する製剤その他の物』のガ

ス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場について、局所排気装置の設置等の発散抑制措置、作業環境測定、作業主任者の選定、特殊健康診断の実施が義務付けられることとなります(特定化学物質障害予防規則の管理第2類物質に指定)。

『コバルト及びその無機化合物を0.1%以上含有する製剤』の場合、コバルト系複合酸化物顔料中の酸化コバルト換算値にて0.1%以上含有するマスターバッチ、ペレット、コンパウンド、塗料等も名称を表示すべき有害物質(『コバルト及びその無機化合物』), 文書公布物質(『コバルト及びその化合物』)の対象となります。また、コバルト系複合酸化物顔料中の酸化コバルト換算値をその重量の1.0%を超えて含有する場合は、ガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場について、局所排気装置の設置等の発散抑制措置、作業環境測定、作業主任者の選定、特殊健康診断の実施が義務付けられます。(但し、物理的変化を加えない場合は対象外となります。)

当工業会では上記のようにコバルト系複合酸化物顔料の安全性は高く、リスク評価対象化学物質とは違う性能を示すとの認識でおりますが、コバルト系複合酸化物顔料お取り扱いの需要家各位におかれましては、法律に則り上記対策をお取りくださいますようお願いいたします。

今後とも複合酸化物顔料工業会では複合酸化物顔料の安全性につきましてはホームページ等で情報をご提供してまいります所存です。

何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上